大妻女子大学短期大学部卒業生が大妻女子大学短期大学部科目等履修生として図書館司書資格取得のために必要な科目を履修する場合の取扱い内規

令和 8 年 1 月 7 日　制定

大妻女子大学短期大学部科目等履修生規程（以下「規程」という。）第 13 条に規定する取扱いについては、以下のとおりとする。

（対象科目）

第 1 条　本内規の対象科目（以下「対象科目」という。）は、大妻女子大学短期大学部において開講する図書館司書資格の取得に係る科目とする。

2　対象科目の履修は、在学中に当該課程を履修していた者に限る。ただし、在学中に課程放棄した者は除く。

（選考料）

第 2 条　本学卒業後 5 年までの者が対象科目の科目等履修生を志願する場合は、規程第 3 条の定めにかかわらず選考料を免除する。

（登録料）

第 3 条　本学卒業後 5 年までの者が対象科目の科目等履修生として許可された場合は、規程第 5 条の定めにかかわらず登録料を半額とする。

（履修料）

第 4 条　本学卒業後 5 年までの者が対象科目の科目等履修生として履修する場合は、規程第 5 条の定めにかかわらず履修料を半額とする。

（履修単位数）

第 5 条　本学卒業後 5 年までの者が 1 年間に出願できる履修科目の総単位数は、規程第 9 条の定めにかかわらず 10 単位を超えることができる。

（本規程の改廃）

第 6 条　この規程の改廃は、大学運営会議において行う。

附　則（令和 8 年 1 月 7 日　大学運営会議）

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。